

○ 生命保険金受取人を変更する遺言

遺 言 書

遺言者東山太郎は、この遺言書により次のとおり遺言する。

1. 遺言者を保険契約者及び被保険者とする〇〇生命保険会社の生命保険契約（保険証券番号〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇）については、その死亡保険金の受取人を、妻東山春子から長男東山一郎に変更する。
2. この遺言の遺言執行者として、長男東山一郎を指定する。長男東山一郎は、遺言者の死亡後すみやかに〇〇生命保険会社に対し、保険金受取人変更の通知をするとともに、所定の手続きをすること。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

遺言者 東 山 太 郎⑩

※ 作成の要点

- ・ 遺言で新しい受取人を指定しても、相続人などから保険会社へ連絡をしなければ、保険会社は新しい受取人を知ることができないため、その連絡の前に従来の受取人からの請求があれば、従来の受取人に保険金を支払います。支払い後、遺言による受取人変更の申し出をしても、遺言で指定した人に改めて支払いすることはありません。契約者の希望する人が確実に受け取りできるよう、作成した遺言書は推定相続人などに預けておくなど、万が一の場合にも速やかに手続きができるようにしておくべきです。